平成２８年（フ）第４９号
栃木県足利市南大町373番地
破産者　橋本　大輔
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２２９７号
埼玉県越谷市大字平方34番地３、開始決定時の住所横浜市都筑区南山田町4269番地
破産者　岩田　　博
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２７号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目13番23―302号
破産者　佐藤　由香
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
川崎市高津区新作２丁目18番１―504号　ネバーランド武蔵新城
破産者　高根澤考夫
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
東京都大田区本羽田３―17―20―204　小玉方、住民票上の住所川崎市高津区下作延４丁目２番１―405号　クレッセント溝の口
破産者　原　　美香
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
川崎市多摩区菅仙谷１丁目12番70号　パークサイドハウスＡ　102
破産者　本間　博文
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１２号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ｆ―102号、（旧住所）静岡市葵区山崎２丁目８番地の12
破産者　鈴木　信明
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３３号
愛知県瀬戸市陶本町５丁目５番地　パレスヤマハン601
破産者　稲田　奨隆
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０１号
愛知県半田市出口町１丁目211番地の19　ＭＴＴビル403号、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字小曽ケ脇108番地　ホマレハイツ101号
破産者　古川　政美
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７９号
名古屋市中川区中島新町４丁目604番地の１　アークステージＩ　101号、従前の住所名古屋市中川区月島町10番10号
破産者　田端　信江
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３６号
名古屋市中川区大畑町１丁目３番地　県営大畑住宅２棟303号
破産者　髙木　稀衣
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５１号
名古屋市千種区幸川町２丁目38―２　ムーニー中川101号、住民票上の住所名古屋市中川区中島新町４丁目604番地の１　アークステージＩ　101号
破産者　田端　康行
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００７号
名古屋市東区赤塚町２番24号
破産者　児島名五実
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字上之山18番地の６
破産者　日下　　隆
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０号
京都府京丹後市弥栄町黒部2966番地の６
破産者　河戸　弘一
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３０号
神戸市長田区東尻池町２丁目４番15号　木村ハイツ101号
破産者　米川　貢市
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
島根県大田市三瓶町池田2659番地４
破産者　楫野　　満
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２号
島根県浜田市旭町丸原380―15、破産手続開始時の住所島根県出雲市大社町杵築西2205番地
破産者　飯塚　大地
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部